

報告

「障害者基本法の課題と必要な改正」

辻 直哉さん（認定 NPO 法人 DPI 日本会議 事務局次長）

皆さん、こんにちは。辻直哉と申します。

本日は、皆さん、土曜日の午後の時間にお越し頂きありがとうございます。

今日は、今、崔さんからお話があった障害者基本法とはなんぞや。障害者基本法をこう変えたら良いのではないかというお話をしに着ました。

私の自己紹介をします。私は、1971年福岡県出身です。現在、名古屋在住ですが、福岡生まれです。22歳の時に交通事故に遭い頸髄損傷のため障害者になりました。事故後は、病院に一年半、退院後は、入所施設に3年半いました。

当時の入所施設の生活は刑務所みたいだと記憶しています。

というのは、施設の生活は、毎朝朝7時に起こされ、8時に朝食が出てきて、9時からリハビリに行く。そして12時に昼食を食べ、午後からまたリハビリに訓練に行く。晩御飯は、16時半でした。なぜか皆さん理由はわかりますよね。職員の勤務時間が17時までだからです。私が食べていると職員は、私の後ろで、私の耳元で「早く食べろ、早く食べろ、早く食べろ」と言われました。

私は、施設のこうした生活がすごく嫌でした。なぜこんな生活をしなければいけないのかと。その後、名古屋に良い場所があると言われ、社会福祉法人AJU自立の家の福祉ホームに入居し、障害があってもヘルパー制度を利用して一人暮らしをし、そして大学に入学して、無事に卒業しました。

現在は、名古屋近郊の美浜町に住んでいて、障害者運動をやっています。

皆さん、今名古屋で名古屋城問題が起きていることを知っていますか。

これは、今の名古屋城を一度壊して、その後、木造で復元すると市長が言い出しました。そして、復元するからエレベーターは付けないと言いました。

名古屋城の高さは、マンションだと13階建てと同じです。そこにエレベータ



一を付けずに階段だけにする。誰が上げられるのでしょうか。NHKのニュースに取り上げて頂いたのでそのニュースを見てください。

～プロジェクターにNHKニュースを放映～

このように市長さんは、建替える名古屋城にはエレベーターを付けない。エレベーターの代わりに階段を上がるロボット、チェアリフトの導入とかドローンや消防署にあるようなはしご車を使用して障害者に対応すると言いました。

車いすが搭乗可能なドローン。皆さん、見たことありますか。人が釣り上げられているドローン。そんな物はありません。

このような市長の障害者へ対応や姿勢が名古屋では大問題になっています。

今日お話しする障害者基本法改正内容については、DPIの中でもかなり議論しました。この資料を、なぜつくったかという、先程、崔さんが話した通り障害者基本法は日本の障害者制度・施策の方向性を決める大切な法律なのです。

資料の2ページ目に各則と書いています。この各側は、幅が広く障害者の生活全般に関わることを書いたものです。

1番目は、医療・介護。2番目は、教育。3番目は、雇用促進。最近問題になっています障害者雇用の水増し問題があります。4番目は住宅、5番目は公共施設のバリアフリー、6番目は情報、7番目は文化・スポーツ・芸術。8番目は防災・防犯。9番目は選挙。その他にも年金や国際協力等があります。

このように障害者基本法が全般的な分野の方針を示す法律です。そして、障害者総合支援法等を具体的にどうするか。障害福祉サービスをどうするか。そして、先日、改正されたバリアフリー新法については、⑤のに入ります。

この障害者基本法をどう改正するかを何度も何度も関係者とも議論しました。2016年9月、ちょうど2年前には大胡田弁護士という視覚障害の方、河井さんという全国肢体不自由児者父母の会連合会の方、12月には日本身体障害者団体連合会の阿部さん。そして、去年6月には、全国手をつなぐ育成会の久保さんとか弁護士であり日盲連という視覚障害の方の団体の竹下さんといった多くの方と意見交換をして皆さんに資料として配布したDPI試案をつくりました。

本当は60ページ程度の資料ですが、今回は、重要な内容だけを抽出していません。全部見たいという場合は、DPI日本会議のホームページをご覧ください。

資料の6ページをお開けください。

今回の障害者基本法改正に当たっては、DPI試案では、まずは第一条の目的に障害者権利条約ではこうなっているので障害者基本法もこうなっていますということで、しっかりと権利条約を意識することを明記するとなりました。

続いて7ページでは、差別規定に合理的配慮を追加しました。ちょうど2番目の提案する条文で新しく定義に合理的配慮とはどういうものか。それぞれの障害に合わせて配慮すること、それはどういうことかを入れました。

ルビ付き資料9ページ、ルビなしは6ページの権利条約のところ。差別・合理的配慮のところは、ルビ付きは10ページから13ページに書いてあります。定義に合理的配慮がどういうものかを書きました。そして、差別の禁止では、これまで間接差別、関連差別、虐待やハラスメントが書かれていなかったのここでも差別の中に関連差別や間接差別がある、虐待もあると書きました。

次は、9ページをお開けください。ルビ付きの方は14ページになります。

ここでは、障害のところには太字で書いていますが、提案する条文の障害者について、周期的・断続的なものを含むとしました。

これは、何かというと、例えば、精神障害者の方や難病の方は、いつも病気が安定しているのではなく悪化したり、回復したりする波があります。そういう状態も障害の範囲に含むように書きました。このことについては、日本の現状と課題のとして書きましたが、2011年6月15日の衆議院内閣委員会で、村木政府参考人という厚生労働省の方が周期的な断続的な状態についても継続的に含まれるという国会答弁があるので、これも法律に反映するように書きました。